



資料編

1 与野本町駅周辺地区まちづくりマスタープランの検討経過

(1) 策定経緯

年度	あり方懇話会及び策定委員会の開催	市民参加等
平成 24 年度	○第1回あり方懇話会（3月12日）	
平成 25 年度	○第2回あり方懇話会（6月6日） ○第3回あり方懇話会（9月3日） ○第4回あり方懇話会（11月14日） ●第1回策定委員会（3月18日）	・ワークショップの開催(3月)
平成 26 年度	●第2回策定委員会（6月9日） ●第3回策定委員会（8月1日） ●第4回策定委員会（10月27日） ●第5回策定委員会（12月22日） ●第6回策定委員会（3月16日）	・市民アンケートの実施(7月) ・市民説明会の開催(12月)
平成 27 年度	・策定委員会より、市へ素案を提出(5月15日) ・素案を基に案を作成	・パブリック・コメントの実施 (7月～8月)

- ・平成 25 年 3 月より、学識経験者及び関係団体の代表者から構成する「与野本町駅周辺地区まちづくりあり方懇話会」を計 4 回開催し、与野本町駅周辺地区における今後のまちづくりについて、ご意見をいただきました。
- ・平成 26 年 3 月に条例に基づき、学識経験者や関係団体の代表者、公募による市民から構成する「さいたま市与野本町駅周辺地区まちづくりマスタープラン策定委員会」（以下「策定委員会」という。）を設置し、6 回の会議を重ね与野本町駅周辺地区まちづくりマスタープラン（素案）を作成し、平成 27 年 5 月に、策定委員会から市へ素案が提出されました。
- ・また、より多くの市民のご意見等をお聴きするため、平成 26 年 3 月にワークショップ、平成 26 年 7 月に市民アンケート等、平成 26 年 12 月に市民説明会、平成 27 年 7～8 月にはパブリック・コメントを実施して、平成 27 年 11 月に本プランを策定しました。

(2) さいたま市与野本町駅周辺地区まちづくりマスタープラン策定委員会条例

(設置)

第1条 与野本町駅周辺地区におけるまちづくりマスタープランの素案を策定するため、さいたま市与野本町駅周辺地区まちづくりマスタープラン策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 公募による市民

(任期)

第3条 委員の任期は、第1条の素案を提出するまでの間とする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 会長が必要と認める場合は、委員以外の者に対し、出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、都市局において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(3) 委員名簿

(敬称略)

分野	氏名	所属・役職	備考
学識経験を有する者	伊藤 史子	首都大学東京都市環境学部 教授 (都市・地域解析)	
	中井 検裕	東京工業大学大学院社会理工学研究科 教授 (都市計画)	会長
	深堀 清隆	埼玉大学工学部環境共生学科 准教授 (景観工学)	副会長
	増井 玲子	東洋大学 PPP 研究センター (公共マネジメント)	
	森本 章倫	早稲田大学理工学術院社会環境工学科 教授 (都市交通)	
関係団体の代表者	五十嵐 健一	中央区民生委員児童委員協議会 会長	
	井原 實	さいたま商工会議所 街づくり・観光委員会委員長	
	徳永 茂	さいたま市中央区自治会連合会 副会長	
	鳥井 義兼	さいたま市PTA協議会中央区連合会 監事	
	三須 康男	公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団 業務執行理事兼総務部長	第1回
	谷澤 正行	公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団 業務執行理事兼総務部長	第2～6回
	山田 曜正	公益社団法人埼玉中央青年会議所 監事	
	山中 ひとみ	さいたま市保健愛育会 理事	
公募による市民	北原 典夫	-	
	望月 三之	-	
	茂手木 功	-	

(4) 策定委員会の開催状況

回	開催日・場所	議題
第1回	日時:平成 26 年3月 18 日(火) 場所:与野本町コミュニティセンター 第3・4会議室	・これまでの経緯と今後の会議の進め方
第2回	日時:平成 26 年6月9日(月) 場所:中央区役所 302・303 会議室	・与野本町駅周辺地区まちづくりマスタープランの策定 ・本市の取組状況 ・アンケートの実施
第3回	日時:平成 26 年8月1日(金) 場所:与野本町コミュニティセンター 多目的ルーム(大)	・与野本町駅周辺地区まちづくりマスタープラン骨子案(たたき台) ・アンケートの結果(速報版)
第4回	日時:平成 26 年 10 月 27 日(月) 場所:中央区役所 301 会議室	・まちづくりマスタープラン[骨子案] ・市民アンケート等の結果
第5回	日時:平成 26 年 12 月 22 日(月) 場所:中央区役所 301 会議室	・まちづくりマスタープラン[素案](たたき台) ・市民説明会の開催結果
第6回	日時:平成 27 年3月 16 日(月) 場所:中央区役所 301 会議室	・まちづくりマスタープラン[素案] ・今後の予定

2 ワークショップ及び市民アンケートの概要

(1) ワークショップの概要

	内容
実施目的	対象地区の現状や将来の姿、まちづくりの方向について、住民同士が意見交換することにより、今後まちづくりについて話し合いができる場のきっかけをつくることを目的とする。
開催日時	平成 26 年3月 15 日(土) 10 時～16 時
開催場所	さいたま市産業文化センター会議室 301、302
参加者	15 名(市民 13 名、大学生2名)、深堀清隆准教授(埼玉大学)

(2) 市民アンケートの概要

	配布アンケート	WEB アンケート
実施目的	対象地区の居住者を対象に、対象地区の魅力や課題、まちづくりの方向性、今後の居住継続意向、よく利用する施設(民間・公共)の場所や要望などを把握することを目的とする。	子育て世帯にとって魅力的なまちづくりを検討する必要があるため、市内の子育て世帯を対象として、対象地区への来訪状況や転居意向、魅力等を把握することを目的とする。
対象者	対象地区内の居住者(20 歳以上) 約 28,000 人(平成 22 年国勢調査)	対象地区外の市内に居住しており、中学生以下の子どもを育てている方(20 歳以上)
実施期間	平成 26 年 7月4日(金)～7月 15 日(火)	平成 26 年 7月9日(水)～7月 17 日(木)
配布数	2,000 通	約 1,000 名
配布方法	郵送による配布・回収	インターネットによる配信・回収
回収枚数	856 枚(回収率 42.8%)	795 枚(回収率 79.5%)

3 用語解説

あ行

アクセス

「近接する」、「近づく」を意味する言葉で、目的地に到達するための手段、経路。

アダプト制度

道路や公園等公共施設の一部区域の維持管理について、市で行っていたものを市民団体や企業等の団体が「里親」となり、「養子」となった施設の一部区域を団体が責任をもって維持管理を行っていく制度。

インフラ

インフラストラクチャーの略語。公共施設のうち、都市活動を支える道路・橋梁などの交通施設や公園、上下水道などの施設の総称。

雨水流出抑制施設

雨水を貯留したり、浸透させることによって、河川や下水道への流出量を減少させたり、できるだけゆっくり流出させて、直接的に流出しないようにする施設。

エリアマネジメント

従来、建築物や個別の施設ごとに行われてきた様々な管理サービスを地域や街区といったエリアに発展させていく考え方、仕組みのこと。たとえば、地域コミュニティによる植栽管理、清掃、良好な景観形成、迷惑駐車への対応、イベントの開催、広報活動、物流の効率化などのエリアマネジメントが考えられる。

オープンスペース

公園・広場・河川・農地など、建築物などによって覆われていない土地の総称。人口が集中し建築物が密集すればするほど、憩いや交流の場として重要性を増す。また、防災面においても、延焼遮断帯や一時避難場所としての機能を果たす。

か行

環境空間(都市施設帯)

東北・上越新幹線を高架式で建設するにあたり、旧浦和市、旧与野市、戸田市が当時の国鉄に確保を要請した新幹線及び埼京線の両側に20m ずつある空間。

健幸

一人ひとりが健康で生きがいを持ち、安心安全で豊かな生活を営めること。

交通結節点

複数の交通手段間の乗り換えが行われる場所であり、駅やバス停などが該当する。

コミュニティサイクル

街中に複数の貸出拠点（サイクルポート）を設置し、利用者がどのサイクルポートでも自由に貸出と返却ができる都市交通システム。自転車利用の促進や放置自転車対策などの効果がある。

さ行

さいたま市総合振興計画

本市の市政運営の最も基本となる計画で、長期的な展望に基づいて、都市づくりの将来目標を示すとともに、市政を総合的、計画的に運営するために、各行政分野における計画や事業の指針を明らかにしたもの。

事業者

個人や会社などで事業を営む者。企業や医療法人などの各種法人、非営利法人など多様な形態がある。

ゾーニング

類似した性格の空間（部屋、区画、地域など）をまとめて計画していく考え方。都市計画においては、都市を小さなゾーンに区分し、そのゾーン内の土地・建築物の配置、規模、形状、用途などの土地利用を面的に定めるもの。

た行

地区計画

都市計画法に基づき、地区の特性を生かした良好な環境の整備や保全を目的として、地区施設などの配置や建築物の用途、高さ、壁面位置、敷地の規模などについて、地区のルールとして定める都市計画のこと。

超小型モビリティ

自動車よりコンパクトで小回りが利き、環境性能に優れ、地域の手軽な移動の足となる1人～2人乗り程度の車両のこと。

都市型住宅

都心などにおいて、高度利用された形態でにぎわいや都市的な景観を形成し、様々な都市機能を身近に利用できるという高い利便性を生かした住宅。

都市基盤施設

学校、病院、道路、港湾、工業用地、公営住宅、橋梁、鉄道路線、バス路線、上水道、下水道、電気、ガス、電話など市民の福祉の向上と経済の発展に必要な施設。

都市計画道路

都市計画法に基づき、一定の手続によって決定する道路で都市施設の1つである。都市計画で決定することにより将来の計画を対外的に示すとともに、土地利用の制限などにより整備の困難化を防止する。

都市施設マネジメント

多様な市民のニーズに対応しつつ、社会資本を適正に費用管理するため、道路、公園、上下水道などの都市施設を主に行政が主体となって維持・管理・活用すること。

は行

バリアフリー

高齢者や障がい者が生活する上で行動の妨げとなるバリア（障壁）を取り去った生活空間や環境のあり方をいう。

PDCA サイクル

業務の効率的な実施過程を示すもの。計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Act)のプロセスを順に実施する。最後のActではCheckの結果から、最初のPlanを継続(定着)・修正・破棄のいずれかとして、次回のPlanに結び付ける。

PPP(Public Private Partnership)

官と民とがパートナーを組んで事業を行う手法を広く示す用語。PFIの枠組みにとらわれず、事業の企画段階から民間事業者が参加するなど、より幅広い範囲を民間に任せるさまざまな手法を含む。

や行

ユニバーサルデザイン

障害の有無や年齢、性別、体格などにかかわらず、施設や製品、環境などがすべての人にとって使いやすく考えられたデザインのこと。

ら行

リノベーション

既存の建物に大規模な改修工事を行い、用途や機能を変更して性能を向上させたり価値を高めたりすること。

わ行

脇往還

江戸時代の五街道（東海道、日光街道、奥州街道、中山道、甲州街道）以外の街道。

与野本町駅周辺地区まちづくりマスタープラン

～地域の資源とふれあい、多様な世代が集い・暮らす魅力的なまちを目指して～

発行：さいたま市 都市局 まちづくり推進部 まちづくり総務課

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤 6 丁目 4 番 4 号

TEL：048-829-1445 FAX：048-829-1976

HP：<http://www.city.saitama.jp/index.html>